

奴隸制即時廃止主義の思想的展開

清水忠重

## Summary

### **The Meaning of Abolitionists' "Immediatism"**

Tadashige Shimizu

This paper seeks to grasp the meaning of abolitionists' "immediatism," which was based on the doctrine of the "immediate and unconditional emancipation" in the ante-bellum slavery controversy.

The features of immediatism in one's understanding of the character of southern slavery can be made clear when they are contrasted with those of gradualism. And the doctrine of gradualism may be classified into the three following definite types. The first type is one that represents slavery not as a sin but a calamity which has no relationship with human intentions. Here the problem is kept out of the moral domain and slavery is regarded as an amoral thing. The second type is one that admits the monstrous injustice of the "origin" of slavery, but at the same time makes an apology for the "continuance" of the existing institution. It is often affirmed here that "the original sin" of capturing slaves in Africa and bringing them to America belongs to England and that the slavery has been just entailed upon the present southerners by former generations. The third type is one that denies the "continuance" as well as the "origin" of slavery, but forgives the sin of southern slave-holders. Though the institution of slavery is regarded as atrocious and cruel, the southerners are seen to be kind, innocent and warm-hearted.

The immediatists' stand-point is totally against gradualists' assertions. For the immediatists, slavery is not an economic and political institution, but a subjective and moral problem ; it is not a mere physical evil but a moral evil for which man should repent instantly. While the gradualists content themselves with denunciations of the institution and with excuses for the sinner "as a creature of circumstances, the victim of ancestral transgressions," the immediatists accept no excuses of the southerners and try to identify the individual criminal. The strong inclination toward individual moralism and personal criticism together with severe invectives constitute the distinguishing features of the abolitionists of this category.

## はじめに

一八三〇年代の奴隸制廃止運動をみちびいた即時主義のスローガン（いわゆる「即時無条件解放」あるいは「即時全面解放」の主張）は普通、W・L・ガリソンの『リベレーター』創刊号（一八三一年一月一日）にその起点が求められる。しかし即時主義の思想を系譜的に跡づけようとする場合、その先駆性と急進性からいって『リベレーター』紙に十数年先行するG・バーンの労作『聖書と奴隸制は両立せず』（一八一六）の意義と役割りを看過することはできない。バーンのこの著作は南北地域間対立のいまだ激化していかつたミズーリ協定の数年前に上梓されたものであるにかかわらず、即時主義思想の原理的枠組があらかたそこに打ち出されているという点で、きわめて興味をひくものがある。

本稿ではまずバーンのこの一八一〇年代の著作を通して即時主義のドグマの登場していく歴史的背景と、このドグマのもつ意味合いを概観し、ついで一八三〇年代アボリショニスト——とりわけガリソンとA・A・フェルプス——によるその後の思想史的な展開過程をあとづけ、即時思想の特徴、漸進主義批判の論拠、即時主義のはらむディレンマといった点に論及したい。

一

ndonのホマートン神学校で教育を受けたのちアメリカに移住、一八四年にヴァジニア州サウスリヴァーで長老派の牧師になつてゐる。奴隸制の即時全面廃止を唱えて南部宗教界の異端児となつたかれは北部に移り住んで奴隸制告発の著述活動をつづけ、一八三三年フィラデルフィアにおけるアメリカ奴隸制反対協会の結成集会にも参加してゐる。本稿でとりあげるバーンの主著『聖書と奴隸制は両立せず』（一八一六）は、相反する方向づけをもつた潮流が相殺しあつて地域間対立が一見糊塗されたような外觀を呈してゐる。建国期以来の奴隸制反対の気運はすでに直前に公刊されたものである。建国期以来の奴隸制反対の気運はすでに奴隸貿易の禁止（一八〇七）を実現してゐたが、奴隸制の強化をもくろむ傾向も南部には芽生えはじめていた。バーンの著作が出たのと同じ一八一六年末にはアメリカ植民協会が創設され、この協会たるや奴隸制という根本課題は最初からわきに置き去つて、自由ニグロといふ夾雜物の除去にのみ専念し、そうした皮相なレヴェルに地域間協調をとりつけようとする点で、いわば来たるべき好感情時代の精神を体現していたといえる。

奴隸制をめぐるこの時代の欺瞞的な雰囲気を、バーンは『聖書と奴隸制は両立せず』の中でくりかえし批判している。矛盾はすでに「一方の父祖たちの態度の中に胚胎してゐる。そして十九世紀初頭にはすでに奴隸制弁明の心理と論理が広くゆきわたるようになつてゐた。そのひとつはたとえば「コンゴにおけるニグロ略奪の恐怖感は、その悪業がなされる距離的隔たりによつて和らげられる」とでも表現しうるもので、凶

G・バーンは一七八〇年イングランドのウェストバリに生まれ、口

悪な犯罪（奴隸狩り）の現場（アフリカ西海岸）からの隔たりのうちに漠たる安心感を見出そうとする心理である。バーンはこれに次のような批判を放っている。「赤道付近では、極悪の事柄が、温帯では潔白無罪たりうるのであろうか。東経百度では不正の極みというべきものが、東経一度では公正となりうるのであろうか。自分のまわりに生まれる子供をすべて、生まれた瞬間からわが物として所有する者は、コンゴを急襲して船の積荷を誘拐するのと原理的には同じことではないのか」（傍点原文イタリック、以下同様）。

距離にもたれかかるこの心理と並んで、奴隸制の道義的責任を前の世代へと順次先送りし、奴隸制導入の咎を結局イギリスに帰すという方法もよく用いられた。奴隸制はほんらいアメリカ人の意に反して外国の専制権力によって押しつけられたものであり、現世代の南部人はたんにこれを父祖の世代から相続しきたったに過ぎないという言い分である。<sup>6</sup>

バーンはこれに對して、両親を盜めばそこから生まれてくるすべての世代にわたって息子と娘を盗む権利が生じるとでもいうのかと反論しているが、道義責任を時間の彼方に追いやつて罪の解消をうやむやのうちに図ろうとするこの種の言い草は、イギリス「原罪」説——「アフリカで奴隸を捕獲し、ここに連れてきた原罪はイギリスにある」という論法。<sup>8</sup>——として、これいご再三繰り返されることになる。

宗敎界の態度もバーンの眼にはきわめて曖昧なものに映つた。福音を説くかたわらニグロ売買に手を染める奴隸商人のような牧師は論外として、一般に聖職者たちは奴隸制を公明正大なものとして鼓舞激励するでもなく、逆に正面切って批判に付すでもなく、ただただ無関心と冷淡を

装うのを常とした。<sup>9</sup>当時の宗教界の代表的見解のひとつを、バーンは次のように紹介している。すなち、聖職者たちは「キリストとその使徒および福音書の著者たちの（奴隸制に関する——著者）沈黙を楯にとつて、奴隸所有者が當時罪深いものとはみなされていなかつたことの証左であると主張している。そしてかれらは、新約聖書は不本意の隸属を命じてもいなければ否認してもいないと主張している」<sup>10</sup>というもので、奴隸制を肯定するでもなく否定するでもないこのどつちつかずの立場は、時代の曖昧な空気をそのまま反映するものであつたといえよう。

バーンはまた当時の代表的論客の一人である聖職者S・S・スミスの所論をかなり詳細に取り上げて論評している。次に引くのはスミスの言葉である。

奴隸制はなんらかの根拠にもとづいて、正義と人道の自然法に合致しているであろうか。奴隸制は正義にも人道にもともに反している。アフリカ奴隸貿易はどの点をとつても、いかなる時代、いかなる国民もかつて犯さなかつたような正義と人道の極悪非道な侵害である。これを正当化しようとしてなされる偽善的言い訳は、奴隸貿易の非人道性と同様、厚顔無恥なふるまいである。ひとは自分に都合のよい奴隸制を正当化するために、偽りの口実によつて絶えまなく自らを欺き続けるのである。<sup>11</sup>

この正論に対しても、バーンも当然異論はない。しかしスミスはここで急転直下論法をかえ、右にすぐ続けて「その起源において不正であつた奴隸制は、その存<sup>コンティニアンス</sup>においても等しく不正なのであろうか」と問い合わせ糾し、奴隸制の出発点は罪に染まつてゐるかも知れないが、その維持・存続はあたかも不正ではないかのような口ぶりへと突然切りかわ

る。そして、たとえ正義・人道の見地に立つといえど、罪もない現在の奴隸主から奴隸財産を奪いさるのは理不尽というものであり、現下の奴隸制の温和な形態と奴隸に施されている優遇等にかんがみて、この制度の維持・温存はなんら疚しいことではないという結論へと至る。<sup>12</sup>バーンはこのスミスの論法に次のような揶揄をまたもや繰りかえしている。「盗みはアフリカでは極悪非道な事柄なのだが、アメリカでは潔白無罪なのである。誘拐はゴールド・コーストではこの上ない悪魔的蛮行なのだが、アメリカではひとがこの大罪を犯すのを思いとどまらせようとするこのほうが残忍だとされるのである」<sup>13</sup>

十九世紀初頭の奴隸制論の特徴を要約しておこう。奴隸制論争は一八三〇年代以降になると奴隸制擁護論と即時無条件廃止論を両極とする形に明確に分岐していくことになるが、バーンの時代には南部北部を問わず、奴隸制を「積極的善」として正当化したり、逆に人倫に背く大罪として全面否定したりするのではなく、むしろこれを道徳外的なもの、人間の善意・惡意を越えたもの、あるいは個人倫理とは無関係なものとして——後段でとりあげるA・A・フェルプスの用いる語法を先取りして使えば一種の「自然災害」として——位置づけようとする雰囲気が支配的であった。宗教界が「奴隸制にかんする新約聖書の沈黙」を好んで持ちだしたのも、この時代感情を端的に反映したものであった。そして奴隸制論に道義的觀点が持ち込まれることもあるにはあつたが、その時には距離的隔たりで罪悪感を薄めたり、イギリスの「原罪」をもちだしたり、よりソフィステイケートされたスミス的論法が装われたりしたわけである。これらはニグロ捕獲（「起源」）の犯罪性を認め罪意識をなけば引き

ずりつつも、そのかたわら奴隸制「存続」の正当性を説くという点で、つまりその曖昧さ、歯切れの悪さの点で、これまたこの期の代表的論法であつたといつてよい。バーンがくりかえし告発したのはこうした環境還元論的発想でもつて罪意識を稀薄化し、個人の道義責任をなし崩しに解消してしまおうとする欺瞞的風潮に他ならなかつた。

バーンの奴隸制反対の論拠と即時主義の精神について一、二付言しておこう。バーンは『旧約聖書』「出エジプト記」の十戒にしばしば言及している。十戒はかれの奴隸制反対の重要な論拠であった。「あなたは殺してはならない。しかるに奴隸制はその最も溫和なものですから緩慢なる殺人と同じことである。あなたは盗んではならない。この辯はイスラエル人の理解によれば、人間を永久的な轭の下におく人間泥棒をもつぱり禁止したものである。あなたは隣人について偽証してはならない。しかしるになんびとといえど奴隸が所有できるのは、男女・子供を獸であると実質的に証言することによってである。あなたは隣人の家をむさぼつてはならない。隣人の妻、しもべ、はしため、牛、ろば、またすべての隣人のものをむさぼつてはならない。しかるに奴隸所有者はただたんにその隣人に対してこれらのものを所望するのみならず、實際上これらを盗んでいるのである」<sup>15</sup>第八戒「あなたは盗んではならない」はとりわけ重視される。バーンが奴隸主をしばしば「人間泥棒」「誘拐者」呼ばわりし、「盗んできたアフリカ人の子孫」を解放するのに代償は要らないとして無償解放を要求する所以である。<sup>16</sup>

バーンの即時全面廃止思想の基礎には、あれかこれが、すべてか無かつて物事を原理的に割り切ろうとする厳格な二者択一の精神が据えられて

いる。「罪に対し中くらいの反対をするなどというのは馬鹿げている。ひとは盗みと正直とを結合させることなど出来ようか」。<sup>17</sup>「もしそれ（奴隸制——筆者）が一瞬たりとも正しいのなら、それは永遠に神聖である。もし不正であるというのなら、一日たりともながらえさせてはならない」。<sup>18</sup>段階的・漸進的な施策をこばみ、穩健・中庸・適度を峻拒排撃するこのモダレーショング拒否の精神的原理は、そのまま一八三〇年代のガリソン派に継承される重要な特徴といつてよい。

時流に抗するこのバーンの姿勢を根底から支えているのは、民意ではなく神意に従わねばならないとする非民主的な信念、つまり人間本位の立場からすれば一種倒錯した志向である。「この世の政府は神の意思をおこなう以外の目的のために樹てられているのではない」。<sup>19</sup>「神の啓示に服する者にとっては、何がもつとも得策かと問わるべきではなく、われわれの義務は何かと問わるべきである」。<sup>20</sup>ひとが神よりも「人間にに対する恐れ」すなわち世評に心を奪われ、周囲の不興を買うのを恐れて世俗の妥協に走るとき、集団的腐敗と自己欺瞞と果てしない言い逃れが蔓延するというバーンの觀察は、みずからの孤独な迫害体験に根ざしたものであり、後年トクヴィルが「多數派の專制」と呼んだあの一八三〇年代アメリカの他人指向の風潮とアボリショニストに対する苛酷な弾圧をいちはやく察知したものとして興味深い。

## 二

G・バーンの即時主義の提起は時期的にも状況の上からいつても、い

わば荒野の中の孤独な叫び声にすぎなかつた。多数の奴隸制反対協会を創設して運動の組織化をはかり、新聞とパンフレット戦術でもって即時主義のスローガンを津々浦々にまで流布、浸透させたのは、W・L・ガリソンに代表される一八三〇年代の奴隸制廃止論者たちであった。

即時思想の展開におけるW・L・ガリソンの意義と役割りは二つに分けえて考えることができる。まず第一は先駆者G・バーンの提起した即時のドグマとエートスを継承し、これを地域間抗争の激化した一八三〇年代に激情的・煽動的な言葉でもつて生き生きとよみがえらせたことである。

ガリソンが最初に即時思想を打ち出したのは一八一九年九月のことである。それまでのかれは平凡なる一漸進主義者に過ぎなかつた。因みに一八二九年の独立記念日にボストンのパーク・ストリート教会で行なつたいわゆる「七月四日講演」の中で、ガリソンは「現在アルプス山脈よりも高くそびえ立っている機構は、もし転覆してもその廢墟に国民を埋めてしまふことのないよう、レンガを一個ずつ、一フイートずつ取り除いて低くしていかねばなりません。事業が成就するまでに幾年もの歳月が経過するかも知れません。何世代にもわたつてニグロたちが手かせをかけられ傷つけられたまま、子供たちに希望を託すこともなく死んでいくかも知れません」と述べて、典型的な漸進主義者の言葉で事態を語つていた。ところがわずか二ヶ月後の『ジーニアス』（一八一九年九月一日）紙上では、あたかも回心の体験が介在したかのように路線の急転換が表明された。すなわち「利害得失の問題は正義の問題とはなんの関係もない」。世俗の打算と妥協でもつて正義と当為の原則をまげることがあつ

てはならない。「利害得失の見地からしても、すべての奴隸を明日よりは今日、来年よりは来週自由にするほうが賢明である」「悪の存続に一刻たりとももつともらしい弁解を許してはならない」というもので、ここで打ち出された「即時完全解放」の言葉は、周知のように『リベレーター』<sup>25</sup>創刊以後アボリショニズムの中心的スローガンとして定着するにいたる。

後年W・フィリップスが回顧したように、この当時北部の人びとは奴隸制の存在は知つてはいても、たんにヴァージニア的生活風景の点景としてであり、政界に波風を立てるような声は囁きだに交わされはしなかつた。そして北部でも「奴隸制反対の資料に染つた古い教科書はすでに使用されなくなつており、新しい教科書が時代にあうように編纂されていた」。<sup>26</sup>ガリソンが最初に直面したのは奴隸制問題に対する人びとのこの根強い「無関心」と「冷淡」であり、北部の偏見は南部のそれよりも一層強固であるといふあのトクヴィルも指摘することになる逆説的事態であつた。<sup>27</sup>

次に引く『リベレーター』創刊の辞の一節はこうした時代の趨勢に正面から立ち向かおうとするガリソンのエーントスを表明したものであり、これはすでにG・バーンのところで見たあのモデレーション排撃の精神と同じものである。

私は自分の言葉の激烈さに多くの人びとが反対しているのを知つてゐる。しかしこの激烈さに理由がないとでもいふのであるうか。私は真理のように厳しく、正義のように非妥協的でありたい。この問題（奴隸制問題——筆者）に関して、私は穩當に考え、話し、書こうなどとは思はない。断じて思はない。家

屋が燃えている人に向かって、ほどほどの警告を發してやれというのもよいであろう。暴漢の手から妻を救うのにほどほどにしなさいと夫に言つてやるものよいであろう。火中に落ちた赤ん坊をその母親に向かって徐々に救い出してやりなさいと言つてやるのもよからう。しかし現下の問題に関して、私にほどほどにやれなどとは決して言わないでほしい。私は真剣である。私は言葉を濁すようなことはしない。私は容赦はしない。私は一インチたりとも後退はしない。私の言葉は必ずや聞き届けられるであろう。<sup>28</sup>

ガリソンの即時無条件解放論は、この中間・適度・穩當を排する思考原理の具体的表現であった。「もし奴隸たちの中の何人かが売買を免ぜられるべきだというのなら、なぜすべての奴隸が免ぜられてはいけないのであらうか。もし正義が少数の奴隸の解放を要求しているといふのなら、なぜ多数に関してそれがあてはまらないのであらうか」。要するに、すべてが無かの「山上の垂訓」の原理を地で行くこの立場にあつては、漸進的・段階的思考の入り込む余地は寸毫もない。

ガリソンの毒舌と筆鋒の激しさも、この立場に由來するものである。奴隸制反対運動に携わったばかりのまだ駆け出しの頃、ガリソンは奴隸の輸送船フランシス号の船主F・トッドを奈落の底に落ちるべき追いはぎ、殺人者云々と名指しで激しく罵罵し、逆に誹謗罪で告訴されたうえ、四十九日間の投獄生活を味わう羽目になつてゐる。「他人を立腹させるには余りにも慙愧にすぎ、狂人たらんとするには余りにも醒めてしまつており、性急な方途に訴えるには余りにも思慮分別に長けすぎている」<sup>31</sup>漸進主義者に対する憤りと焦躁感、神の審判がほどなく下されるであろうとする預言者的な危機意識、これらはガリソンの文体に一種白熱した

高揚感と激情的なほどばしりを横溢させることになつたといえる。

ガリソンの具体的な批判が向けられるのは、とりわけ漸進主義者が奴隸主を「環境の所産、先祖の罪の犠牲者」<sup>32</sup>としてとらえ、奴隸制をあなたわち「私が不満とするのは、かれらが奴隸制を過去の世代から相続しきたつた害悪、不幸、災難ととらえて満足し、それが略奪、残虐、抑圧、海賊行為を意味する個人的犯罪だととらえていないことである。かれらは犯罪者を特定しようとしていない」<sup>33</sup>。ガリソンはまた、南部における主人と奴隸の「関係は社会構造そのものに根ざしているのであり、その存続に対しても主人は通常、奴隸と同じくらい責任をもたない」という主張にも繰り返し批判の矢をあびせていく。

漸進主義者のこの責任不在の論理の基底に流れているのは奴隸制相続論とでも呼びうる論理である。ガリソンはこれを批判して、「どこかに責めを負わせねばならないことは誰にも否み難い。……（中略）……かくて責任はつぎつぎと前の世代へボールのように投げ渡され、ついにはアフリカ人の最初の導入者へと至る」と巧みな比喩で揶揄している。ガリソンはまた「この国では毎年六〇、〇〇〇人の子供たちが奴隸の両親から生まれ、救済不能な輻の下に宿命づけられている。これはアフリカ沿岸で同数の二グロを誘拐するのと同じく残忍な犯罪ではないのか」と問いかけて、奴隸制がそのオリジンにおいて不正であるのみならず、親譲りの奴隸財産を維持・増殖していくことじたいが犯罪の再生産に他ならないことを強調する。こうした即時主義の立場はそのエースといい漸進主義批判の具体的手法といい、要するにG・バーンの姿勢をそのまま踏襲するものであり、バーンが一八一〇年代に打ち出した思想的原理はガリソンの煽動的な言葉によつて新たな生命力を吹き込まれ、一八三〇年代に大々的に甦つたといつてよい。

即時思想の展開におけるガリソンの第一の意義は、即時のドグマの中にニグロ植民への反対論を新たに盛り込み、即時解放論と植民反対論とを表裏一体のものとして緊密に結合せしめた点にある。ほんらい即時解放の要請はけつして植民反対の立場を論理必然的に意味するものではない。むしろアメリカの場合、速やかなる解放の要請とニグロの国外駆除の願望とは現実的にも論理的にも容易に結合したのであって、たとえばガリソン自身についてみても、かれが『ジーニアス』（一八一九年九月二日）紙上で「即時完全解放」を最初に叫んだとき、じつはこの即時と並んで植民肯定論を消極的にはあるが次のように展開したのであつた。

筆者ほど強い関心と真底からの満足感をこめてリベリア植民地を見守つている者はいない。私は他の箇所でこの植民地のことを、豊かな呼吸と温かい血液をたたえたアフリカの肺と心臓と名づけたことがある。しかし植民活動の足どりは緩慢かつ心許なく、國を完全に救うるものではない。それは毒の木から数枚の葉をとりることは出来るかも知れないが、その木を根こぎにしたり、有毒な特性を破壊しさつてしまふことは出来ない。補助物として見るならば、それは奨励するに値する。しかし救済策としてはまったく不十分である。<sup>37</sup>

この時点のガリソンはハイチを入植地とすれば植民事業もまた有望であると考えており、ニグロ植民の限界を充分自覚しつつもこれに対する愛着と信頼を依然捨てさつてはいなかつた。そして「私はわが人口中の

<sup>32</sup> 33 この愛着と信頼を依然捨てさつてはいなかつた。そして「私はわが人口中の

この部分（解放奴隸と自由ニグロ——筆者）の減少を促すあらゆる実行可能なプランを激励するものであるが、と同時にまた奴隸制の速やかな転覆のために永遠の正義のプリンシップにもっぱら依拠するものでもある<sup>40</sup>として、要するに高邁な即時解放の理念と現実的なニグロ除去プランとの抱きあわせ路線を唱道したのであった。

しかしこれに一ヵ月先立つ一八二九年の「七月四日講演」の中で、じつはガリソンは一方で植民協会の支部増設をうながし、国会を支援して植民意業を推進するよう聴衆に呼びかけつつも、他方ではこれとまったく矛盾することに「わがニグロ人口中の大部分はわれわれの土壤で生を享けたのであり、アメリカ市民としてのすべての特権に参与する資格がある」「かれらの子供たちはわれわれと同じ生まれながらの不可譲の権利をもっている」<sup>42</sup>として、ニグロの母国がアメリカであることを力説したのであつた。このニグロすなわちアメリカ市民という論点を徹底させていく限り、ニグロ追い出し路線に固執しつづけることは論理的にいつて不可能である。ガリソンが『アフリカ植民に関する考察』（一八三三）をやがて公刊し、植民協会をドラスティックな筆致で完膚なきまでに批判し去るにいたつたのは当然であった。この『アフリカ植民に関する考察』は第一部が十章から成つており、各章に添えられた「アメリカ植民協会は」で始まる表題は章ごとの批判の概要を一応示している。因みにそれらは次の十項目であり、このフレームは以後アボリショニストの植民批判の定石として広く定着することになる。

- I. アメリカ植民協会は奴隸制に反対ではないと誓約している。
- II. 奴隸制と奴隸所有者の弁護をしている。
- III. 奴隸を財産だと認めている。
- IV.

奴隸価格を高騰させている。V. 即時廃止の敵である。VI. 恐怖と利己主義を糧にしてはぐくまれている。VII. ニグロの完全駆除を目指している。

VIII. 自由ニグロの蔑視者である。IX. 国内におけるニグロ向上の可能性を否定している。X. 国民を欺き、誤った方向に導くものである。

右のVII、VIII、IXに関連することだが、ガリソンはニグロ駆除政策に対する批判と並んで、植民主義者の世論変革の姿勢の欠如にもくりかえし批判の矢を放っている。植民主義者が多数派世論の一員としてみずから偏見と差別観念の流布に一役買つておきながら、他方ではその世論に無責任に安住し、それを隠れみのにして差別の助長にまたまた手をかけているという点である。

もし自由ニグロたちが「名目的でしかない欺瞞的自由によって、よりいつそ堕落させられている」というのなら、……（中略）……現在の地位から「かれらは、たとえどんなに才能、企業心、美德を備えていようとも、決してはいあることは出来ない」というのなら、それでも「アフリカにおいてのみかれらは名譽ある野望を目指して初心を追求しうる」というのなら、アメリカ植民協会こそかれらの墮落と悲惨の原因をなしているのである。なぜなら同協会はその支持者のうちにわが国でも最も影響力ある人びとを擁し、その範例が法ともいうべき圧倒的多数の賢明善良なる人びとの支持を得ていていることを誇りにしているくらいだから、協会は欲しさえすれば世論に根本的な変化をひきおこすことができる立場にある。否、協会は現在世論そのものだといつてもよい。<sup>43</sup> 植民批判をほとんど口にすることのなかつたG・バーンとは対照的に、ガリソンはむしろそのエネルギーの大半を植民批判の作業にぶりむけたのであり、一八三〇年代アボリショニズムはガリソンが先鞭をつ

けたこの路線に従つて、即時の名の下に漸進主義と植民主義への同時批判を展開することになる。

### 三

即時主義が一八三〇年代アボリシヨニズムのスローガンとして人びとの間に浸透するにつれて、一つの問題点が次第に明確になつていった。

このスローガンが即時という言葉の解釈をめぐつて一つの難題を抱えてゐるという点である。即時が字義どおり「一瞬の目をしばらく間に南部社会をその根底から覆す」<sup>45</sup>意に解されるのでは、あまりにも荒唐無稽で非現実的な印象を与える。しかしすでに否定し尽くした漸進主義に再度逆もどりするというわけにいかないし、戦術的にも漸進主義との間には明確な一線を画す必要がある。このディレンマをどのように切り抜けるかという問題である。

即時解釈をめぐるこの問題は、じつは英米間の国情のちがいに由来していた。『アフリカ植民に関する考察』の劈頭においてガリソンが、「恐怖の制度の即時転覆をもとめる」とによって、わが国民に大ブリテンの人びとの範例を見習わせよう<sup>46</sup>と呼びかけたように、もともと一八三〇年代アメリカの即時主義の急浮上は、イギリス奴隸制反対運動の影響によるところが大であった。西インド諸島の奴隸解放を訴えたクエーカー教徒の女性E・ヘイリックの小冊子『漸進的ではなく即時の解放を』(一八二四)がイギリス世論に大きな反響をひきおこすや、海をへだてたアメリカではB・ランディがこの著作にいち早く注目し、『ジーニアス』

紙上に数回にわたつて分載している。<sup>47</sup>また一八三〇年七月、奴隸解放をめぐるイギリス議会の大論争と、そこで即時解放論者H・ブローガムの名演説はアメリカ人の耳目を大いにひきつけた。アメリカのアボリシヨニストがニューヨーク市奴隸制反対協会（一八三三年十月結成）やアメリカ奴隸制反対協会（一八三三年十二月結成）を創設して組織的活動に乗り出したのは、イギリス議会が一八三三年八月二十九日、ついに懸案の西インド諸島奴隸解放法を成立させた直後のことであった。

英米間にはしかし根本的な国情の相違が横たわっていた。イギリスの奴隸制廃止論者たちは国会で多数を制することによつて植民地の奴隸制に一挙に明確な法的終止符を打つことが出来たのであり、これがイギリスにおける即時廃止の意味であった。実際の西インドの解放は、即時解放された六歳以下の子供は別として、それ以外の者には四年から六年に及ぶ「徒弟」訓練の期間が課せられたのであり、また奴隸主には二、〇〇〇万ポンドにおよぶ補償金が支払われるなど、その実質は漸進主義であつたといつてよい。これに対してアメリカでは奴隸制は南部諸州の管轄下において、国会はこの個々の州の制度に干渉する権限は持ちあわせていなかつたうえ、即時はしばしば世間一般の人びとからは、二ヶロに市民的・政治的権利を賦与する文字どおり即時の完全解放と受けとられて恐れられた。イギリスのように遠隔地（植民地）での奴隸解放とちがつて、ここでは奴隸制の廃止はただちに国内における深刻な人種問題の発生を意味していたのであり、植民抜きの解放など論外とする雰囲気が支配的であった。イギリスではクラークソン、ウイルバーフォース、ブローガムを始めとする政界の重鎮と大立者がこそぞつて即時主義を

支持し世論をリードしたのに対し、アメリカでは要路の人びとも北部一般の世論も圧倒的に漸進・植民路線に与していたのであり、即時が主流を占めることなど夢想だにしえない事柄であった。<sup>48</sup>

こうした事情から当初アメリカのアボリショニストたちは前述したディレinya、つまり文字どおりの瞬間的な即時に固執するか、それとも漸進路線を実質的に認めて即時の旗を降ろしてしまうかという二者択一を前にした。まず最初「漸次達成される即時解放」("immediate emancipation gradually accomplished") 「即時着手されるべき漸進的解放」 ("gradual emancipation immediately begun") とした折衷的スローガンやもって苦境を切り抜けようとした。しかしこうした表現では漸進主義との差異がいまひとつ明らかでない<sup>49</sup>。世間からも「イギリスの外套をまとった漸進主義」などとイギリスの模倣をしばしば揶揄されるいところになつた。即時の意味解釈をめぐるこの窮境を、アボリショニストのW・シェイは次のように述懐している。

もしかれら（アボリショニストたち——筆者）が州議会の法律による奴隸制の即時無条件廃止をとなえる単純なプランを提唱するならば、無謀な煽動家だといつて非難される。もしかれらが、廃止はからずしもすべての強制労働を禁止してしまうのではなく、サント・ドミニゴの農村部の法律や西インド諸島の徒弟制度のようなものを意味しているのであるといえ、今度はある種の奴隸制を別の種類の奴隸制であつて置き換えるとしているのだといつて非難される。<sup>50</sup>

即時主義のこのアボリショニアに一応納得のいく解答を与えたのは、ガリ

の牧師フェルプスはニューヨーク州奴隸制反対協会の指導的スタッフとして組織の拡大と講演活動に挺身し、一八三四年には『奴隸制との救済策に関する講演』を上梓して、G・バーン以来の即時主義の主要論点を集大成的に論じてみせた。次の一節は、漸進主義が義務不履行の隠れみになつてゐるところを再説したものである。

それ（漸進主義のドクトリン——筆者）は現時点での解放は義務ではなく、実質的に明言するものである。それは今日いつておきながら、明日が来れば来たでやはりまた同じことを主張するのである。その翌日になつても依然同じことを主張するのである。数週間、数ヶ月、数年が経過しようとも、そのドクトリンは相変わらず同じままで、現時点での解放は義務ではなく、現時点での奴隸所有は罪ではないのである。義務と罪はつねに明日へと押しやられ、事実上、消去されてしまう。だから私はかかるドクトリンを偽りのドクトリンと断定するのである。それはどこかに罪が存するなどを多分認めてはいる。しかしつねに罪人のほうをかばつてしまふのである。……（中略）…………

それ（漸進主義のドクトリン——筆者）は罪の責任を過去あるいは未来に投げ返し、現世代の無実を訴えかけるものである。従つてそれが、あらゆる眞の悔改めと本当の改心にとって不可欠の前提条件である罪意識の覚醒など、いかにして促すことが出来よう。それはまた解放を遠い未来へと押しやり、解放をいつか将来なんらかの方法で達成されるであろう義務として語りはするが、つなに明日から義務に着手する、それも明日から徐々に着手するなどと語うのである。<sup>51</sup>

フェルプスはまた「道徳的悪」('a moral evil') と「自然災害」('a

physical evil") という対概念を設定することによって、即時主義者と漸進主義者の奴隸制把握の相違点をみごとに定式化してみせる。同時にかれは植民路線を否定する。

それ（奴隸制——筆者）を災害、不幸な制度等々として語るのは、まったく意味をなさない。そうしたやり方は奴隸制の性格を誤りつたえることになる。

奴隸制は神の眼からみたその正真正銘の性格において、道徳的悪、罪、犯罪なのであって、ただたんに漠然とした害悪、災害、不幸などではない。そしてその制度になんらかの仕方でかかわりをもっている者は、誰しも罪にかかわりあつて、たんなる不幸や災害に巻きこまれているのではない。……

：（中略）……それ（奴隸制——筆者）をたんなる自然災害として語り、対処しようとするのは、そしてたとえ道徳的悪であることを認めるにしても、過去の世代にとつてのみそうであるようなものとして対処しようとするのは、また愚劣である。……（中略）……（二グロの——筆者）除去や植民は、たんなる物理的处方以外の何物であろう。奴隸制のたんなる転移以外の何物である。<sup>52</sup>

即時解放の教義の実際の経過は、社会全体としてみれば漸進的なものであるかも知れない。ちょうど即時悔改めの教義の場合と同様である。じつのところ即時解放の教義は、この特定の罪（奴隸制——筆者）に即時悔改めの教義を適用することに他ならない。だからこの場合、他の場合と同様、その社会的な実際上の経過は漸進的なものであるかも知れない。つまりここに一人、かしこに

一人というように神の御力が働いて実際の悔改めがなされていくのであって、一挙に社会全体の悔改めが生じるのではない。<sup>53</sup>

つまり南部社会全体が一つの統一的人格であるかのように一挙に隅々まで悔改めて、南部奴隸全員の即時解放が達成されるというわけではない。即時とはあくまで個々の奴隸主の主体的決断（罪の悔改め）による個別的解放の実践の謂であつて、この個人レヴエルでは解放は即時かつ全面の形をとりうるというのである。フェルプスのこの解釈によつてアボリショニストは奴隸解放の社会的経過としての漸進性をみとめ、過激と無謀のそしりをかわしつつも、即時の旗はなお堅持して従来の優柔不斷な漸進路線を叩くことが可能になつたといえるわけで、これは倫理的見地に立つ即時解釈のひとつの中でも、過去の優れた到達点であつたといえよう。<sup>54</sup> フェルプスの示した見解は、G・バーン以来アボリショニストたちが押し進めてきた奴隸制把握の主体化（あるいは主観化）作業の完成を意味するものでもあつた。つまり第一には、奴隸制はけつして人間の意図を越えた道徳的な「自然灾害」などではなく、個々人の主体的責任にかかわる道義上の問題であるということ。そしてこの奴隸制の道義的罪としての把握を前提としたうえで第二に、即時解放の即時とはけつして全社会的規模でのそれではなく、人間個々人の「悔改め」による個別的決断と実践にかんする事柄であるということ、こうした二重の意味での奴隸制問題の倫理化・主体化の完成である。

## おわりに

南北戦争前夜の漸進・植民路線を代表するストウ夫人の小説『アンクル・トムズ・ケビン』（一八五二）を例にとって、この作品における個人の道義責任のあつかいかたをアボリショニストのそれと対比させておこう。<sup>55</sup> 漸進主義者の奴隸制論は、道義責任の稀薄化にむかう志向性の強弱によって、大別つぎの三段階にわけることができる。（一）奴隸制を「自然災害」ととらえて、人間の一切の責任を免除してしまう立場。（二）奴隸制の「起源」は道徳的に邪悪だが、既存の制度の「存続」は正当であるとする立場。すでに見たこれらの立場に加えていまひとつ、（三）奴隸制はその起源においても存続においてもともに非道な制度であるが、この制度下の人間には罪はないとして南部人をかばおうとする立場がある。小説『アンクル・トムズ・ケビン』はこの最後の（三）に属している。

ストウ夫人が奴隸市場における家族離別の悲惨さや大農場における不道徳な性行動を描いて、奴隸制の罪悪性、非人道性を告発したことは周知のことおりである。しかし、彼女は奴隸主の感情を傷つけたり、南部人を激怒させたりする意図は本来もちあわせてはいなかつたのであって、むしろ南部人に對してできるだけ公平善意に振舞い、かつ事を構えないよう配慮したのであった。文学史家もよく指摘するように、ストウ夫人が比類なく残忍冷酷に描いたのはトムを拷問死させるサイモン・レグリーや神経症の女性マリー・セント・クレア等、生粹のニューアイラングランド人であり、慈悲深く善良な人間、親切で寛大な人びとはケンタッキーの

奴隸主シェルビーに代表されるような南部の人びとであった。<sup>56</sup> 制度は徹底して殘忍凶悪だが、人間は善意に満ちており罪はないとするのが『アンクル・トムズ・ケビン』のモチーフであり、作者の信念であつたといえる。

逃亡奴隸取締法制定直後の南北の感情対立がもつとも険悪化した時期に書かれたこの作品では、奴隸主の道義責任は要するに免除されているのであり、漸進主義思想が個人レヴェルにまでその非難の矛先を向けて道義論を尖鋭化させていくことは決してなかつたといつてよい。即時主義者アボリショニストの場合はこれとは対照的である。かれらの思考方法の最大の特徴はその徹底した個人倫理的・内面的発想に——つまり裏からいえば徹底した制度的・政治的觀点の欠如に——あつたのであり、G・バーンいらいアボリショニストが執拗なまでに繰り返し告発しつづけたのは他でもない、状況の不可避性を口実として個人責任の領域を極小にもつていこうとする社会風潮、別言すれば、「因果性の意識が増大するにつれて、道義の領域の外延は縮小していく」というアフォリズムを地で行く漸進主義思想の倫理的欺瞞性であつたといえる。

付記。この小論は神戸女学院大学研究所の研究助成金の成果である。

ガリソンの立腕をつとめたアボリシニストのO・ジンソンは一八七九年に著したそのガリソン伝序文の中、「ガリソン」は「即時無条件解放の旗を掲げ、その原理の上に運動を組織した最初の人物」であったと位置づけている。またA・H・グリムケも十九世紀末に著したガリソン伝の中で、ガリソンを「『全面即時廃止』の化身」と表現し、即時主義の教義の「化皮」(incarnation)はガリソンによって初めて達成されたと叙ぐ。

2 イギリスの国会とアメリカの連邦議会はともに一八〇七年三月に奴隸貿易の禁止を可決したの法律は翌年から実施された。奴隸制強化の風潮についてばーん自身がその著作の中で具体的に指摘している。ガジニア州では一八〇四年の法律により、二クロが開く夜の集会は宗教的のうらやましいが、かれの著作にはバーンからの引用がいくつもあり、冒葉の上でも照耀の上でも直接的に影響を受けたといふのがつかがべき。William L. Garrison, *Thoughts on African Colonization*, (Boston, 1832, reprinted in New York, 1968), Part I, p. 90.

3 1 G. B. Stebbins, *Facts and Opinions Touching the Real Origin, Character, and Influence of the American Colonization Society*, (Boston, 1853, reprinted in New York, 1969), pp. 51—52.

4 2 Ibid., p. 76. ばーへせりの回の頁で、ひと言ホーキンスの一団が11100ドルかねアフリカ沿岸で二クロ泥棒を撃てたなんの厳肅な顔をしてるが、ホーキンスの捕えに来たアーリントン州で数世代にわたって同じ職業を重ねて来た奴隸主は無罪だんだよ、かの、同じくの、な批判を同じくの、な口でやりまた繰り返してる。

5 3 Ibid., p. 144. (ばーへの『聖書と奴隸制は両立せよ』には、一四一頁からなる本論の末尾に十数頁のソース批评が添えられているが、そのソース批评の部分には頁数がうたれてない。従つて以下本稿で引用する一四二頁以後の頁数は筆者が便宜上うつた続きの通し番号である。)

6 4 Ibid., p. 76. の距離的隔たりにもたれかかる心理の発生は、一八〇七年に奴隸貿易が禁止され、一応新たな捕獲奴隸が直接アフリカから輸入されるとがなくなつたところの状況で一部起因してたところもね。

5 Ibid., pp. 24—25. ほりに引いたばーんの言葉の前半を、一八三〇年代アーリントン州で田舎じみた。George Bourne, *The Book and Slavery Irreconcilable. With Animadversions upon Dr. Smith's Philosophy*, (Philadelphia, 1816, reprinted in New York, 1969), pp. 42, 46, 133.

6 6 Ibid., p. 76. ばーへせりの回の頁で、ひと言ホーキンスの一団が11100ドルかねアフリカ沿岸で二クロ泥棒を撃てたなんの厳肅な顔をしてるが、ホーキンスの捕えに来たアーリントン州で数世代にわたって同じ職業を重ねて来た奴隸主は無罪だんだよ、かの、同じくの、な批判を同じくの、な口でやりまた繰り返してる。

7 7 G. B. Stebbins, *Facts and Opinions Touching the Real Origin, Character, and Influence of the American Colonization Society*, (Boston, 1853, reprinted in New York, 1969), pp. 51—52.

8 8 Bourne, op. cit., pp. 10, 20, 38, 52. の時期、聖職者や敬虔なクリスチヤンが奴隸制問題に対し“a predominant insensibility”と“cool indifference”を示し、奴隸制の批判者に暗黙の脅しをかけ沈黙を取るべしやね氛围気が濃厚にあつたことがばーんの叙述からうかがえる。

9 9 奴隸制の最も頑固な支持者は福音の説教師と教会役員であると叙ぐたあいだ、ばーへせりへ讀むよ。Ibid., pp. 8—9.

10 10 Quoted in Ibid., p. 144. (ばーへの『聖書と奴隸制は両立せよ』には、一四一頁からなる本論の末尾に十数頁のソース批评が添えられているが、そのソース批评の部分には頁数がうたれてない。従つて以下本稿で引用する一四二頁以後の頁数は筆者が便宜上うつた続きの通し番号である。)

11 11 Ibid., p. 144—145.

12 12 Ibid., p. 152.

13 13 Ibid., p. 107.

14 14 Ibid., p. 80.

ボリンニアズムの指導者W・L・ガリソンは「アフリカ植民に関する考察」の中でそのおも引用してくる。ガリソンはいじった出典を明記してはこないが、かれの著作にはバーンからの引用がいくつもあり、冒葉の上でも照耀の上でも直接的に影響を受けたといふのがつかがべき。

"the eighth commandment" に觸及した箇所として、たゞ一例 *Ibid.*, pp. 23, 70, 73, 80, 98 を参照。“Man-thief” “Man-stealer” “Negro-stealer” “Kidnapper” といった表現は到底といろに頻出する。無償解放の思想についても、たゞ一例 *Ibid.*, pp. 56, 132, 137 を参照。バーンはまた即時主義の一環として、教会からの奴隸主や奴隸商人の「即時退放」 ("immediate expulsion") を要求し、奴隸主をキリスト教徒として認めねばならないとする觀点 (*Ibid.*, p. 139)。

*Ibid.*, p. 4.

奴隸制は完全に腐敗しているので「全面即時廢止」以外に治療すべき方途はない。「漸進的解放」では奴隸制の正当性を実質的に認めないにすぎない、

ところが言葉のあとにいの言葉が続く。*Ibid.*, p. 153.

*Ibid.*, p. 67. バーンはいれども続く頃で、不正はいかにも正規の手続きを好み多数派の支持を得てこよへども、地上の政府の法律によつては正當化されえない旨を強調してくる。“terrestrial government” に対する “divine will” をお置く、後者を上位におけるの発想は、マク・アーヴィングの横暴に抗する一八二〇年代アボリッジメントのヒーローズとして継承されるに至る。

*Ibid.*, p. 153.

バーンは聖職者一般よりもむしろ他人指向の気質を論難した箇所で “that fear of man which bringeth a snare” という表現を用いてくる (*Ibid.*, pp. 12, 154)。この表現はカトリックの丘象にも強く残ったふうで、『二ヶ メンバー』 銅印の緒のせやべる所でも用いられるに至る。Wendell P. Garrison and Francis J. Garrison, *William Lloyd Garrison 1805—1879. The Story of His Life Told by His Children.* (New York, 1885, reprinted in New York, 1969), vol. I, p. 225.

Bourne, *op. cit.*, pp. 13, 139—140. ひるや “the menace of worldly displeasure” と脅威として奴隸解放への行動と決断を叩き取田へ無理にひらめく。 “mass of corruption” を生みほぐす風潮をバーンはいたずらに貶めしむるが、W. P. Garrison and F. J. Garrison, *op. cit.*, pp. 134, 224.

W. P. Garrison and F. J. Garrison, *op. cit.*, vol. I, p. 135.

*Ibid.*, p. 143. ひるや “expediency” と “right” あることは世俗の法と神の法を対置する発想は一八二〇年代のカリッソン派アボリッジメントの特徴ともなる。

カリッソンは即時主義の標語を『ハーリーツ』紙（一八一九年九月一日）では “immediate and complete emancipation” という言葉で、また『ワグナー』『偏平地』（一八二一年一月一日）では “immediate enfranchisement of our slave population” という言葉で、そしてアメリカ奴隸制反対協会の「所信の御申」（一八二二年十一月六日）では “immediate and general emancipation” あるこそ “immediate and total abolition” という言葉で表現している。*Ibid.*, pp. 143, 225, 411.

先述したと、バーンは奴隸制が人間の意思から独立した災害ではなく道義的罪であることを強調して、奴隸制の位置づけ方のうえで先駆的な役割を果したのであるが、バーンは解放の即時性をそれほど強調したわけではなかった。因みに本稿でとりあげたバーンの著作の中で即時どころかが使用われてゐるのは “immediate and total abolition” (Bourne, *op. cit.*, p. 19), “slavery would immediately expire” (p. 101), “immediate and universal emancipation” (p. 120) あたりの数ヵ所にやがてな。解放の即時性が本格的に強調されるのはやばりガリソンの『ツブノーター』以後のことである。

Wendell Phillips, *Speeches, Lectures, and Letters*. (Originally published in 1884 by Lee and Shepard, reprinted in New York, 1968), p. 148.

やはりカリッソンはペーク・スムニール教会の「七四回口講演」（一八一九年）の中でも、「北部の偏見は南部の偏見よりも強固です。それは銃剣のようなくそくたんに突き刺されてしまふ、それが國家の鎖を鋸造しながむめてくるのです」と表現している。『ツブノーター』創刊号の中では「半島の大革命」は北部自由州からわけり、ヨーロッパへにおどりなれねばならないことを説き、その理由として、リードは奴隸主の間ににおけるよりも、諱謔はより仮借なく、偏見はより強固で、アバシーはより冷淡であるといふを、つまり北部における強固な “public indifference” を強調している。W. P. Garrison and F. J. Garrison, *op. cit.*, pp. 134, 224.

りであるが、この姿勢は一八三〇年代のアボリシニストによってそのまま継承されるに至る。たとえばガリソンはジャクソン・アン・チャーチの開始期に次のよつたを残している。「多數派は間違ったいふをしじがすはずがあつませんと主張するのが共和主義なのでありますか。そつだといしまやう。私は共和主義者ではありません。人民は時折りやといふものにかれひに託された厚い信頼を悪用するといふがあると主張するのが貴族主義なのでありますか。そつだとしまやう。私は貴族主義者でありまや」(一八一九年パーク・ストリート教会での「七日因日講演」。*Ibid.*, p. 128)。マス・デモクラシーの「多數派の專制」に対するアボリシストの抵抗力は、一種の人民不信の思想によづらぬでござる。

28

*Ibid.*, p. 225. リリーピー引用した文章の中でガリソンは「かへし」を改めて取り上げた。

この問題についても他日稿を改めて取り上げた。

「I have a voice to speak, this question shall never be at an end.」などだが、ガリソンは「the tide of moral death」による煽動を防ぐために、この数行の中でやれりや繰り返してから何度か使用してゐる。またガリソンのこの文章は、バーンの著作に出でてゐる似たような調子の文章、たゞべて “They call themselves moderate men; but upon this subject, I neither feel, nor desire to feel, any thing like moderation. We are accused of enthusiasm.……as long as I have a voice to speak, this question shall never be at an end.” などだつて想起されるのである。リリーピーの文體や語法の並びは、ガリソンに多大なインスピレーションを受けている。Bourne, *op. cit.*, pp. 4, 20.

29

W. L. Garrison, *op. cit.*, p. 79. 一定の期日を定めて、それ以後生まれた子供は畠田によって解放されることは、ガリソンはそれは罪の続行の默認であるのみならず、生まれた日の一日をがんじ兄弟の境遇が自由の奴隸に岐れるふらはには没義道であるとして矢張り一蹴してゐる。

Q. *Ibid.*, pp. 90—91.

これは奴隸交易の中心地バルティモアで、B. ランディス編著『バーントベ』紙を発行してこだ原のいふである。ガリソンが1838年2月に

30

W. L. Garrison, *op. cit.*, p. 20. まだ別の箇所でもガリソンは、植民主義（漸進主義）は奴隸制を「疫病や飢饉の流行」と同様、われわれがその存在に対して責めを負う「われのな」、この国の相続しきたいた頃」であるとか捉えてのことと同じような批判をへつてお述べてゐる。*Ibid.*, p. 53.

この種の弁明の事例をガリソンは*Ibid.*, pp. 62—63で集中的に引用してゐる。

31

W. L. Garrison, *op. cit.*, p. 54. ガリソンは“the tide of moral death” “the fire of God's indignation” などの暗喩を用ひて危機感を集中的に表明してゐる。

Grimke, *op. cit.*, p. 118.

W. L. Garrison, *op. cit.*, p. 20. まだ別の箇所でもガリソンは、植民主義（漸進主義）は奴隸制を「疫病や飢饉の流行」と同様、われわれがその存在に対して責めを負う「われのな」、この国の相続しきたいた頃」であるとか捉えてのことと同じような批判をへつてお述べてゐる。*Ibid.*, p. 53.

この種の弁明の事例をガリソンは*Ibid.*, pp. 62—63で集中的に引用してゐる。

*Ibid.*, p. 90. この同じ頁でガリソンは、現世代の奴隸主は奴隸制の「木こみ」に対する責任はなんではないかといふに觸ふれを取り上げて、私は現在の奴隸主をその祖先の罪を負うことがめ立てしふへといつてゐる。だが、かれらが同じ罪をたゞまなく犯し拡大してくることを糾弾してゐる。奴隸制相続論とそれに対するガリソンの批判として *Ibid.*, pp. 13, 20, 62—63を参照。

*Ibid.*, p. 90.

David B. Davis, "The Emergence of Immediatism in British and American Antislavery Thought," *The Mississippi Valley Historical Review*, XLIX (1962), pp. 223—224. リリーピーが1805年Thomas

32

33

34

35

36

Branagan' 一八一七年<sup>44</sup> John Kendrick' 一八一五年<sup>45</sup>の Samuel M. Worcester の著作にみられる “immediatism” と “colonization” の思想的結合の事例を紹介してくる。

W. P. Garrison and F. J. Garrison, *op. cit.*, p. 142.

*Ibid.*, p. 143. 他方ガリソンは「わが」クロ人口の大部分はアメリカの土壤で生を享けたのであるから、かれらはみずからの居住地を随意に選ぶべきであり、われわれには強制手段を使ってかれらを除去する権利などない」とも述べてゐる。*Ibid.*, p. 144.

*Ibid.*, p. 143. ジャーナル “feasible plan” (リグロ駆除) の支持と “eternal principles of justice” (奴隸制即時廃止) への依拠を while という接続詞でつなぐ文章は過渡期ガリソンの折衷的立場をみるといふにふれ。このことは現実の成否や実行可能性を度外視して、原理のみを貫徹しようとするもの『リベレーター』以後前面に出でてくる態度はまだない。

*Ibid.*, p. 137.

*Ibid.*, p. 131. ジャーナル取り上げてゐる一八一九年の「七月四日講演」と同年九月一日付の『バーニアベ』紙は、過渡期ガリソンの思想を検討するべきでも重要な史料である。すでに見たように「七月四日講演」においてはガリソンは典型的な漸進的解放論を口にしていたが、九月一日の『バーニアス』紙では「即時完全解放」と急転換し、これがそのまま『リベレーター』創刊号（一八三一年一月一日）と受けつがれる。他方、二ヶロ植民のイヤン・シューに関するれば「七月四日講演」も『バーニアベ』紙もともに及び腰の支持を打ち出してゐるのであり、植民が大々的に排撃されるにいたるのは『アフリカ植民に関する考察』（一八三一年）においてである。したがって、即時解放と植民反対との二つの標語が同時に掲げられる最初の公式文書は『リベレーター』創刊号ではなく、アメリカ奴隸制反対協会の「所信の宣言」（一八三一年十一月六日）となる。

W. L. Garrison, *op. cit.*, p. 150.

アメリカ植民協会が創設されたのは、バーンの『聖書と奴隸制は両立せぬ』（一八一六）が出たのと同じ年の暮れのこと、協会自体がまだ存在

しなかつたわけだから、バーンにガリソンのような植民協会批判を期待するのはそれこそないものねだりと云ふことになる。しかし、もしバーンにその気があれば、当時大量に出回っていた植民思想を批判する」とは充分出来たはずであるが、バーンはこれをも全然行なっていない。『聖書と奴隸制は両立せぬ』の中でかれは一ヵ所、それも註の中で植民に言及しているが、これは批判というよりも、植民事業が実際上 “inpracticable” であるとした上で、植民の思想や原理を否定しているわけではない（Bourne, *op. cit.*, p. 134 n. 32）。ガリソンはこれと対照的に、数多の一八三〇年代アボリジニズムの中でも植民思想と植民協会批判に関しては文書より最大の立役者である功労者であったといふ。

John L. Thomas, ed., *Slavery Attacked : The Abolitionist Crusade*. (New Jersey, 1965), p. 16.

W. L. Garrison, *op. cit.*, Preface. (1) の序文、わざか一頁のせいか頁数はうだれでこない。即時主義の起源を英米いすれにもとめるかという大きな問題は一応描くとして、当時のアメリカ人たとえばD. クリストイなども「綿花は王者なり」と題する論稿の中で、一八三〇年代アメリカにおける即時主義の台頭をイギリスの影響に帰す見解を示している。つまりアンテ・ベラムのアメリカ人自身、いの点に関するイギリスの影響については自認してこたぬことはない。E. N. Elliott, ed., *Cotton Is King, and Pro-Slavery Arguments : Comprising the Writings of Hammond, Harper, Christy, Stringfellow, Hodge, Bleodsoe, and Cartwright, on This Important Subject*. (Augusta, 1860. reprinted in New York, 1968), p. 52.

Merton L. Dillon, *Benjamin Lundy and the Struggle for Negro Freedom*. (Urbana, 1966), p. 148.

イギリスの国会もわがアメリカの連邦議会には南部諸州の奴隸制に干渉する権限はないとして、従つて全国一齊の奴隸制廃止はあわめてむづかしいことになり、アボリジニズムも充分認識していた。因みにアメリカ奴隸制反対協会の Constitution は Article 2 でアボリジニの奴隸に關してある。William Jay, *Inquiry into the Character and Tendency of the American Colonization, and American Anti-Slavery Societies*. (Originally pub.

lished in 1838 by R. G. Williams, reprinted in New York, 1969), p. 127.

イギリスでは著名な指導的ひとびとが即時主義を唱えたのに対し、アメリカではそつとした著名人はすぐて植民路線を支持したのであり、アボリティズムに走ったのは少數のかく知名度の低い人们にすぎなかつた。アボリティストのO・ショーンソン自身、そのガリソンの伝の中で、アーヴィングは「即時悔改めは少數のかく知名度の低い人们にすぎなかつた」と記述する。アーヴィングは「即時悔改めは少數のかく知名度の低い人们にすぎなかつた」と記述する。

87, 90, 98, 117.

Gilbert Hobbs Barnes, *The Antislavery Impulse, 1830—1844*. (c. 1933. reprinted in Gloucester, 1957), pp. 60—61, 66—67, 104.

Jay, *op. cit.*, p. 197.

William H. Pease and Jane H. Pease, eds., *The Antislavery Argument*. (The Bobbs-Merrill Company, INC., 1965), pp. 73—74.

*Ibid.*, p. 77.

Ibid., p. 72.

ト・ボーリング・リースのまへに宗教的心情で動く活動家のばあこ、奴隸解放を論じぬ際して「悔改め」あるこは「即時悔改め」とふた言葉を口にする。ややこしく、『聖書』と奴隸制は両立せよ』(一八一四)の中でも“repent”あるこは“repentance”と二つ言葉を使つてゐる。(Bourne, *op. cit.*, pp. 86—87, 136)、ガリソンの起草したト・メリカ奴隸制反対協会の「所信の宣聞」(一八三三)の中にも“the abolition of slavery by the spirit of repentance”“repent instantly”“speedy repentance”あるこた表現が名所に丑い。(W. P. Garrison and F. J. Garrison, *op. cit.*, pp. 409, 412)。(ガリソンの片腕であるO・ヒンチンによれば、ガリソンは即時悔改めの教義を典型的な漸進・植民主義者ともうべく例のレ・ルーチャーから学んだといふことであり、即時悔改めの言葉らしいは当時宗教家のあいだでかなり出回っていたのかも知れない。Johnson, *op. cit.*, p. 45)。まだO・ライム・ハーリーの『奴隸制の罪とその救済策』(一八三三)の中でも“immediate instant abolition”的無謀性の非難にいたる形で“immediate, entire repentance”や論じてゐる。(Thomas, ed., *op. cit.*, p. 16)。しかしぶーンやガリソンの場合には、

88 (Thomas, ed., *op. cit.*, p. 16)。しかしぶーンやガリソンの場合には、

れも、フェルプスのように即時解釈にまつわるディレントの解決を意図した明確な方法意識の下で即時悔改めの概念を提示しているのではなく、またライトの場合は「見フェルプスと似たようない」とを叙べているようだ。論理的にはまったく不充分なことしか叙べていない。個人レベルでの即時性(即時悔改めによる即時解放)と、全社会レヴァエルでの漸進性を区分し、即時を個人主体にのみ関連づけることによって解釈上のディレクションを切り抜けたのはやはりフェルプスの功績であつたといえよう。

ボストンのペイン・ストリート教会の牧師であつたフェルプスは一八三一年四月、奴隸制の罪と即時悔改めの教義にかんする一連の講演をおこなつた。この講演は翌年ニューヨーク・ラングラン・奴隸制反対協会の手で『奴隸制とその救済策に関する講演』と題して出版された。(Anne C. Loveland, "Evangelicalism and 'Immediate Emancipation' in American Antislavery Thought," *Journal of Southern History*, XXXII (1966), p. 174 n. 6)。史家G. H. バーンズはその古典的名著 *Antislavery Impulse* の中で、即時解釈にまつわるディレントを解決したのは “Lane debate” (一八三四年二月) 以後 T・ウェルドの影響下にアボリティズムと転身したレーン神学校の反逆学生たち (“Lane rebels”) であつたといつてゐるが、これはやはりボストンのガリソン派の役割りを過小評価したのではなくべきで、年代的にハーフエルプスの講演のほうが “Lane debate” もは早じといふだけではなく、思想内容の上からいへても即時悔改めの教義はすでにフェルプスのほうに完成した形で現われてゐるといふべきである。(Barnes, *op. cit.*, pp. 100—104).

ストウ夫人は『国民時代』に『アンタル・トムズ・ケンジン』を連載した際、この物語の最後に書き添えた一文の中で、「とくにこの物語をずっと聞いていたが、おもしろいとおもったおもしろい皆さんに作者は心からの愛を捧げます。おもしろい皆さんにはいつか大きくなつて立派なおとなになります。それで作者はお願ひするのですが、もうかこの物語から学んだことをふつと忘れないで、かわいそうな、しつたげられた人びとを憐れんでやつてください。そして皆さんのが大好きになつたら、もうこう人びとのために、できる限りのことをしておきたい」とあります。

云々と叙べたのであつた（チャールズ・エドワード・ストウ（鈴木茂々子訳）『ストウ夫人の肖像 その手記による伝記』（ヨルダーハ社、一九八四）、一七九頁。山屋・大久保訳『アンクル・トムズ・ケビン』（角川文庫、一九六六）、下巻、四五九—四六〇頁、大久保氏の解説参照）。つまりストウ夫人が主として念頭において呼びかけ希望を託したのは未來の世代を担う子供たちであつて、現世代の南部奴隸主に直接呼びかけたわけでもなければ、ましてや「即時解放」を叫んだわけでもなかつた。こうした意味で彼女は父親の大ビーチャーと同様、典型的な漸進（かつ植民）主義者であったといふえる。

こうした点を指摘したものとしてはたゞれば、ロバート・B・ダウンズ（齋藤光・本間長世・ほか訳）『アメリカを変えた本』（研究社、一九七二）、一五六頁を参照。ここでダウンズが引いているジョエル・チャンドラー・ハリスの言葉、つまりストウ夫人の「本のなかのすべての卓越した美しい人物たち——アンクル・トム、少女エヴァ、最愛の主人、その他——は、この本の主題が常に非難し続けている制度そのものの産物」に他ならないという指摘は、ストウ夫人の立場（奴隸制度の弾劾と南部の人びとの寛大さないし好感の共存）の一端を的確にとらえたものといべきである。そして他ならぬストウ夫人自身『アンクル・トムズ・ケビン』の末尾で「作者は、多くの場合において、南部の人々の、各個人を特色づけてくるあの氣高さ、寛大さ、慈悲深さに対しても公平を期したるものと希望している」と述べたのであつた。山屋・大久保訳、前掲書、下巻、四三九頁。

南部人に罪はない、少なくとも奴隸制の「起源」に対して罪はないとする発言はリンカーンにもよく見られるもので、たとえば有名なペオリアでの演説（一八五四年十月十六日）の中でかれは、「私は奴隸制それ自体の途方もない不正ゆえにこの制度を憎みます」と述べつゝも、他方では「私は南部の人びとが、われわれは奴隸制の起源に対して、あなたがた以上に何の責任も持つていません」という時、私はその事実を認めます」と述べ、南部人と同じ状況におかれたら北部人も奴隸制に対して同じような態度をとるであろうとしている。イギリス原罪論や相続論の論理でもって南部人の免罪をはかるうとする感情は一八五〇年代の北部にも依然根強く残つて

いたりいぢか分。<sup>56</sup> Roy P. Basler, ed., *The Collected Works of Abraham Lincoln*, (New Brunswick, 1953), vol. II, p. 255.  
Friedrich Nietzsche, *Sämtliche Werke. (Kritische Studienausgabe)* München, Berlin, 1980, Band 3, S. 24.

原稿受理 一九八七年四月十四日